

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県柏市柏六丁目1番1号

氏 名 株式会社 斎藤英次商店
代表取締役 斎藤 大介

第14条第1項
第14条の2第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和7年4月11日

許可の有効年月日 令和12年3月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ ゴムくず、ク 金属くず（自動車等破砕物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、コ がれき類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年11月21日	新規許可
令和7年4月11日	更新許可・変更届（株主変更）
令和7年12月15日	変更許可（2品目の追加）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。